

災害時における応急復旧業務に関する協定書

大阪広域水道企業団（以下「甲」という。）と、社団法人 日本建設業連合会 関西支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害等（以下「災害」という。）の発生により、甲の管理する水道施設（以下「施設」という。）が被災した場合の応急復旧対策業務（以下「業務」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時に甲の施設が被災した場合において、被災した施設の機能を早期に復旧するため、乙の協力を得て、業務を実施することを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲の乙に対する要請は、次の各号に掲げる事項を記載した文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等で要請し、事後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 業務の内容
- (3) 業務を実施する場所
- (4) その他必要事項

- 2 乙は、第1項により要請を受けたときは、業務に協力する加盟会員を選定する。
- 3 乙は、前項の規定により、業務を実施する加盟会員を選定したときは、速やかに甲に報告するものとする。
- 4 業務を実施する加盟会員は、速やかに甲と協議の上、業務を実施するものとする。

（契約の締結）

第3条 甲は、前条の規定により乙に業務の協力を要請し、業務を実施する加盟会員を決定したときは、当該加盟会員と遅滞なく契約を締結するものとする。

（連絡）

- 第4条 甲及び乙は、本協定締結後速やかに連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。
- 2 甲及び乙は、前項の連絡責任者に変更があった場合は、相手方に対して速やかに通知するものとする。
 - 3 甲及び乙の連絡責任者は、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（協定の有効期限）

第5条 本協定の期間は、協定締結の翌日から平成25年3月31日までとする。ただし、

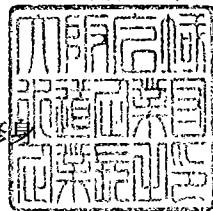
期間満了日の1か月前までに甲乙いずれからも申出がない場合、自動的に1年間有効期限を延長するものとし、その後においても同様とする。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成24年10月9日



甲 大阪広域水道企業団

企業長

竹山 修

乙 社団法人日本建設業連合会

支部長

河本 克正

関西支部

